

速度取締り指針

令和8年1月
長府警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 20:00	乃木浜・松屋地区	60km/h
国道9号	6:00 ~ 20:00	前田地区	60km/h
国道491号	6:00 ~ 20:00	小月・菊川地区	60km/h
県道下関長門線	6:00 ~ 20:00	内日・菊川・豊田地区	60km/h
市道印内・才川線	6:00 ~ 17:00	長府地区	30km/h

- 重大交通事故抑止のため、重点路線を中心に時間・場所をランダムに変更して速度取締りを行います。
- 幹線道路のほか、通学路・生活道路についても歩行者を保護するため、速度取締りを行います。

管内における交通事故実態と分析結果（令和7年7月～12月）



- 令和7年下半期は、一般県道安岡港・長府線において、交通死亡事故が1件発生しました。
- 人身事故を分析した結果、令和7年下半期は、令和7年上半期に比べて人身交通事故発生件数は減少し、
 - ・ 道路形状別では、直路の発生が約45%
 - ・ 時間帯別では、
 - 6時～12時での発生 約40%
 - 12時～18時での発生 約40%
 - 18時～20時での発生 約15%
 - ・ 路線別では、国道での発生が約60%という特徴が見られました。

●：交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和7年下半期（私道と駐車場を除く。）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で6件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 人身事故の発生が多い国道や県道のほか、下関市道においても交通指導取締りを行います。
- 令和8年4月から自転車利用者に対する交通反則通告制度が導入されることに伴い、引き続き、自転車利用者の悪質・危険な行為に対する交通指導取締りや指導警告活動を推進していきます。